

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表 【平成
二十四年山梨県条例第五十五号】（第二条関係）

新	旧
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 軽費老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。ただし、人所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（人所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 介護職員 次のとおりとする。</p> <p>イ 一般人所者（人所者であつて、指定特定施設人居者生活介護（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号）第二百六条第一項に規定する指定特定施設人居者生活介護をいう。第六項及び附則第六条第二項において同じ。））、指定介護予防特定施設人居者生活介護（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設人居者生活介護をいう。第六項及び附則第六条第二項において同じ。））又は指定地域密着型特定施設人居者生活介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。））に該当す</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 軽費老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。ただし、人所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（人所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 介護職員 次のとおりとする。</p> <p>イ 一般人所者（人所者であつて、指定特定施設人居者生活介護（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号）第二百六条第一項に規定する指定特定施設人居者生活介護をいう。第六項及び附則第六条第一項において同じ。））、指定介護予防特定施設人居者生活介護（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設人居者生活介護をいう。第六項及び附則第六条第二項において同じ。））又は指定地域密着型特定施設人居者生活介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。））に該当す</p>

る地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）をいう。第六項及び附則第六条第二項において同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

口・八 略

四〇六 略

〇〇一三 略

（入退所）

第十四条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。第二十三条第一項第一号及び附則第九条第一項第一号において同じ。）又は施設サービス計画（同法第八条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（生活相談員の責務）

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

る地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）をいう。第六項及び附則第六条第二項において同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

口・八 略

四〇六 略

〇〇一三 略

（入退所）

第十四条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。第二十三条第一項第一号及び附則第九条第一項第一号において同じ。）又は施設サービス計画（同法第八条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（生活相談員の責務）

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

2

二・三 略

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2

二・三 略

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。附則第九条第一項第一号において同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。